

保護者のみなさまへ

令和7年度 就学援助制度のお知らせ

流山市教育委員会

流山市教育委員会では、お子さまが安心して学校生活を送れるよう、経済的理由でお困りのご家庭に対し、学用品等を援助する制度を設けています。

1. 就学援助の対象となる方

小学校又は中学校へ通学されているお子さんの保護者で、次のいずれかにあてはまる方

- (1) 要保護者 生活保護を受けている方（申請は不要です。修学旅行費のみ対象）
- (2) 準要保護者 下記のいずれかに該当する方

対象となる理由	申請書に添付する書類
①生活保護が停止又は廃止になった方	原則不要
②市民税の非課税の扱いを受けた方	原則不要
③市民税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
④個人事業税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑤固定資産税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑥国民年金の掛金の免除を受けた方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
⑦国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予を受けた方	減免決定通知書又は徴収猶予決定通知書の写し
⑧児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
⑨生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩その者の属する世帯における申請年度の前年所得額が、生活保護法による保護の基準のうち、扶助費の基準額により算定した当該世帯の需要額の1.2倍未満の方	令和7年1月1日現在 ①流山市に住民登録があった方 →不要 ②流山市に住民登録がなかった方 →収入のあった世帯全員の市民税課税証明書（1月1日現在住民登録があった市町村で交付を受けてください。）
⑪その他特別な事情がある方	主たる生計者の死亡や火災等の災害の場合など具体的事由の記載による

※準要保護者⑩に該当する方で、税(所得税、市民税)の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてください。（給与、年金のみの方を除く）

2. 目安となる世帯全員の年間所得金額

世帯人員	世帯構成	持家	借家
2人	母、小学生	約206万円	約292万円
3人	父、母、小学生	約232万円	約318万円
4人	父、母、中学生、小学生	約300万円	約386万円

上記の表は、世帯人数、年齢、家賃の有無により異なりますので、目安としてご覧ください。

3. 就学援助費の内容

令和7年4月1日現在

援助費の種類		年間支給額				支給対象		
		小学校（円）			中学校（円）			
		第1学年	第2～5学年	第6学年	第1学年	第2～3学年	要保護	準要保護
1	新入学学用品費	57,060			63,000			○
2	中学校入学準備金			63,000				○
3	学用品費	11,630			22,730			○
4	通学用品費		2,270			2,270		○
5	校外活動費	1,600円を限度に実費を支給			2,310円を限度に実費を支給			○
6	修学旅行費	実 費 ※			実 費 ※		○	○
7	林間学園費	実 費 ※			実 費 ※			○
8	PTA会費等 中学校は生徒会費、 クラブ活動費を含む	3,000			10,000			○
9	学校給食費	※現物支給			※現物支給			○
10	医療費	むし歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎等学校保健安全法で定める疾病の治療に要した費用					○	○

◎年度途中に就学援助決定された場合は、支給される金額が年額と異なります。

※中学校入学準備金に関し、同準備金を受給後に転出し、他市中学校にご入学された場合は、重複受給がないよう、転出先の市町村へ通知いたします。

※小学校6年生で中学校入学準備金が支給された方は、中学校1年生で新入学学用品費の支給はありません。

※入学前に小学校入学準備金が支給された方は、小学校1年生で新入学学用品費の支給はありません。

※市内市立小中学校以外に通学の場合、市内市立小中学校の前年度の修学旅行費及び林間学園費実費額の平均額を限度に支給します。

4. 申請手続き

1. 申請場所：お子さんが在学されている学校へ提出して下さい。

※事情により学校への提出が難しい場合は、直接、市役所学校教育課窓口への提出も可

※郵送での提出は不可

※国立県立私立学校は、流山市教育委員会へ提出して下さい。

2. 受付時期：随時、学校経由で受付。

①申請書は、お子さん1人につき、1枚必要となります。添付資料はコピー可とします。

②令和7年5月31日までに申請して認定された場合は、4月から対象となります。

※ただし、給食費に係る口座振替（口座引き落とし）の関連から申請は出来るかぎり4月末までをお願いします。

③令和7年6月1日以降に申請された方で援助の対象となった方は、学校で申請受理された月から援助の対象となります。

3. 申請書

①必要事項を記載し、振込先口座の情報がわかるもの（通帳、カード等）の写しと必要な証明書を添付して、学校に申請書を提出して下さい。

②添付資料は、表面に記載してあります。

③前年度、就学援助の認定を受けた方も、申請手続きが必要です。

5. 就学援助決定通知

提出いただきました申請書等により審査をし、就学援助決定（申請却下）を学校を経由して申請（保護）者宛に通知します。6月以降の申請については、随時、通知します。

6. 就学援助費の支給

1. 支給方法

①就学援助の認定を受けた方が指定する金融機関口座に振り込みます。

②学校の学校長口座への振り込みを希望するときは、学校長口座に振り込みとなります。

2. 支給時期

①年3回（原則、各学期末 7月、12月、3月の各月中下旬頃）に分けて支給します。

②5月末に申請された方は、1学期の支給に間に合わない場合があります。

申請希望の方は、お早めに（出来る限り4月末までに）申請下さい。

7. その他

「市内転居」「転校」「世帯構成の変更」等、当初の申請から変更があった場合は、学校に届出してください。

8. 問い合わせ

流山市教育委員会学校教育課学務係 04-7150-6104（直通）